

# 中世公家の孟蘭盆習俗をめぐる（その二）

— 中世公家・武家社会の孟蘭盆習俗の諸相を中心に —

奥野義雄

はじめに

## 第一章 古代貴族層の孟蘭盆習俗

中世公家・武家の孟蘭盆習俗は、端的に祖先祭祀を表現するものである。すでに、公家・武家の孟蘭盆習俗にみる燈籠進供について触れたが、ここでは、中世孟蘭盆の習俗とは、古代の孟蘭盆習俗とは違って新しい習俗が付加されたものであることを大雑把に提示したのみであり、もう少し詳しく中世公家・武家の社会における孟蘭盆習俗を検討し、どの時期にどのような習俗が付け加えられてきたかを究明することによって、中世以降の孟蘭盆習俗とどのようにかわつていくのかを考えていく手掛りを捉えることができるのではないかと想定し得るからである。また、中世の孟蘭盆習俗を軸に古代の孟蘭盆習俗と対比することによって、中世の孟蘭盆習俗の存在形態が明確にし得るのではないかと考えたからにほかならない。この視点で中世公家・武家の孟蘭盆習俗について、小稿で検討することにした。

古代、奈良・平安時代の貴族層の孟蘭盆習俗については、すでに燈籠進供を中心に行論した折に若干触れておいたので、<sup>註1</sup> あらためてここで述べることもないが、触れておかなかった時期及び習俗内容などを主に貴族の日記・記録から繙くことにしたい。

すでに周知されているとおり、孟蘭盆習俗の初見は、斉明天皇三（六五七）年七月十五日の条にみえる

辛丑。作須彌山像於飛鳥寺西。且設孟蘭盆。

暮饗親貨遷人。

という文言がそれであるが<sup>註2</sup>（傍点—奥野、以下同様にて略す）、飛鳥寺の西方に須彌山像を造り、孟蘭盆が営まれたことを知るのみで、どのような孟蘭盆習俗であったかは明らかでない。ただ、「都貨遷人」によって暮に饗されたことが窺えるが、この習俗の実態も明確ではな

い。同様に『伊呂波字類抄』の「孟蘭盆會の条に

日本紀伝、延暦十八年己卯七月十四日始修之、或書云、孟蘭盆事、

聖武天皇御宇天平五年癸酉七月、始供於大膳職、

とあり、さきに繙いた齊明天皇三（六五七）年からすると、延歴十八（七九九）または天平五（七三三）年に孟蘭盆が国家的規模で営まれたならば約半世紀後に定着したことになるが、いずれが史実であるのかは早断しがたい。ただ、齊明朝からすると約年二五〇年以上も下るが、『延喜式』に孟蘭盆に関する記載が散見し、「七月十四日、大膳職備孟蘭盆供養所、立五丈紺幄一字、懸幔」とある文言と、『伊呂波字類抄』の「或書云、孟蘭盆事」云々にみえる「大膳職」において営まれたとする記載は史実からかけはなれた事柄ではないと考え得るであろう。

このことはともかく、『延喜式』にみえる「孟蘭盆」の記載事項を抽出して、この頃の孟蘭盆習俗がどのようなものであったのかを窺うことにしよう。

(1) 「太政官」の条<sup>註4</sup>

凡七月十五日孟蘭盆供養送諸寺。命史檢校。事見大膳式。

(2) 「大舍人寮」の条<sup>註5</sup>

凡七月十四日。奉孟蘭盆供養使舍人七人送省。

(3) 「雅樂寮」の条<sup>註6</sup>

凡四月八日。七月十五日齋會。分充伎樂人於東西二寺。大安

西大法・篠等寺。並寮官人詣寺檢校。前會三日。官人。史生各一人就樂戶鄉簡充。在大和國城下郡祥嚴村。大安西大法華秋篠等寺亦同充之

(4) 「大藏省」の条<sup>註7</sup>

七月十四日大膳職備孟蘭盆供養所。立五丈紺幄一字懸幔。

(5) 「宮内省」の条<sup>註8</sup>

門七月十四日早朝。丞。録各一人率史生二人。向大膳職。檢校七箇寺孟蘭盆供物。

(6) 「大膳」の条<sup>註9</sup>

七寺孟蘭盆供養料。東西寺。佐比寺。八坂寺。野寺。出雲寺。聖神寺。寺別餅菜料。米一斗四合。糯米二斗。竈杵米二升四合。糯糲四升。糖三升。黍米「各」五升。小麥一斗四合。大豆五升。大角豆一升。小豆一升二合。(中略)。李子。梨子。桃子各四升。支子一升。荷葉三百枚。炭六斗。薪二百冊荷。盆六口。明櫃二合。缶七口。瓦廿一口。

右大藏省預設幄於職内。辨史各一人。史生二人。專當其事辨備。生料每寺差大舍人。充使供送之。

(7) 「大炊寮」の条<sup>註10</sup>

七寺孟蘭盆料。寺号見大膳式。米一石二斗六升。新舊各六斗三升。寺別九升。糯米四斗七升六合。別六升八合。黍米三斗五升。別五升。大豆二斗八升。別四升。

(8) 「内膳司」の条<sup>註(1)</sup>

七寺七月十五日孟蘭盆料。□雜菜三石二斗。寺別四斗  
五升七合 菓子二

石四斗三升。寺別三斗  
四升七合

(9) 「造酒司」の条<sup>註(2)</sup>

七月十五日孟蘭盆料。酢二斗五升二合。

糖二斗九升一合。十四日送大膳職。

(1) から(9)までの史料を関連づけて、この頃すなわち10世紀の孟蘭盆習俗について考えると次の事柄を指摘することができる。

すでに触れたが、史料(4)として挙げた記載すなわち「孟蘭盆供養所」を七月十五日に大膳職によって備え設けられたことが窺える。

そして、孟蘭盆供養のために七人の舎人を省に送り(史料(2))、七月十四日の早朝には史生二人と丞録一人を大膳職に向わせ、七ヶ寺の

孟蘭盆のための供物を献供したことがわかる(史料(5))。孟蘭盆料として、東寺・西寺・佐比寺・八坂寺・野寺・出雲寺・聖神寺の七ヶ

寺に対する供物が、菜三石二斗、菓子二石四斗三升を内膳職から、酢二斗五升二合、糟二斗九升一合を七月十四日に造酒 から大膳職へ送

ったことが理解し得る。そして、大膳職では供養料として七ヶ寺に「寺別」、餅菜一斗四合、糯米二斗など穀物をはじめ、胡麻油七升、醬

八升一合、滓醬四升、味噌、酢三升六合などの所謂調味料や熟瓜三十六顆、青瓜一百七顆、茄子二斗、梨子四升、桃子四升などの野菜・果

物などを送ったことがわかる(史料(6))(7)(8)(9)。さらに、

東・西二寺に孟蘭盆の齋会に伎楽人を充てたことも窺える。

これらのことを整理すると、国家的行事として孟蘭盆の齋会では、大膳職が全て執りしきって、七月十四日に供養所を設け、丞録ほかの

官人を大膳職へ差し向け、そして七ヶ寺へ供物を送って、齋会に伎楽を催したことが窺える。そして、齋会は宮廷で設けられた供養所で行

なわれたと考えられる。

これが十世紀の孟蘭盆の齋会であるが、「供養所」を設けた「供養」の主体は朝廷であろう。そして、供養のためにたくさん供物が七ヶ

寺に送られ、七ヶ寺でも孟蘭盆が営まれたことはたしかであり、十世紀すなわち平安時代前半の孟蘭盆習俗の実態の側面であろう。

しかしながら、供養主体の朝廷がいかなる供養内容で、誰のための供養であったのかは明らかではない。

だが、再び七世紀の孟蘭盆の記録に戻って縷べてみると、供養すべき対象が誰であったのか、あるいは何であったのかが窺える。すなわち、齊明天皇五(六五九)年七月庚寅の条に、

詔群臣於京内諸寺勸講孟蘭盆經。使報七世父母。<sup>註(3)</sup>

という文言がみえ、「七世父母」のために、京内の諸寺院で孟蘭盆經を講じたことが明示されているのである。

齊明天皇三(六五七)年七月十五日の孟蘭盆は都貨邏人とかかわった齋会であるが、同五年七月十五日の孟蘭盆は朝廷自らが行なわしめた齋会であり、各省寮に指示して「七世父母」に報いさせるべき、諸

寺での孟蘭盆経講説と供物進供であったことが理解できるのである。これが七世紀における国家的齋会としての孟蘭盆習俗であり、「詔群臣」云々という文言のとおり、群臣に詔して貴族たちを宮廷あるいは諸寺院に参集させたと考えられる。

七世紀の国家的孟蘭盆習俗は、その後十世紀に至っても大膳職が中核となりとり行なわれていたことは、すでに触れた「延喜式」の各省職の条文によっても明らかであるが、貴族層において、孟蘭盆習俗はいかなる様相を呈していたのであろうか。次に十世紀の貴族の日記にみる孟蘭盆にかかわる記載を挙げてみることにしよう。

右大臣藤原實資の手記すなわち「小右記」の長保元(九九九)年七月十四日と十五日の条を繙くと、

十四日<sup>甲午</sup>拜盆如例、但今年加故女御々打筥、熟瓜十籠送天台座主房、依彼消息、十六日熟瓜會斬者、頭辨使奉平宿禰示送云、令書内年中行御障子、己き槌本、可供送者、付廻送也、

十五日<sup>乙未</sup>止故女御々飯、増加乳母及女房等食、但自進物所、御業少々、朝臣可送女房由、令仰之、

と記載されている。<sup>註14</sup>

この記載をみるかぎり、いつものとおり拜盆を行なうことや、天台座主房へ熟瓜十籠、(十六日に)熟瓜を齋会料として平宿禰に送進したことがわかるが、十四日に「拜盆」することが常のことであったかについてと、内藏寮より諸寺院へ(盆供を)送進していたことが同記

の長和二(一〇三二)年七月三日の条から窺え(史料(A)、また、この時期の盆供送進の諸寺院の寺名が同年七月十四日の条からわかる史料(B))。次に(A)(B)の記載を窺ってみよう。<sup>註15</sup>

(A) 御讀經中間御盆供事無所見、可見殿上日記、彼日記在藏人頼祐許、不能引見、但應和三年七月十四日御記云、此日孟蘭盆不拜、自内藏寮送醍醐法性兩寺、以明白可奉幣伊勢大神宮齋也、(下略)

(B) 拜盆頒送寺々、  
東・北院・道隆寺・觀音寺・  
願林寺・佛性院・天安寺・清水寺 修  
諷誦珍皇寺、皆是例也、

(下) 略 ○珍皇寺・三宅志  
清水寺次可細書

以上の史料をみるかぎり、すでに述べた事柄が記載され、応和三(九六三)年七月十四日の「御記」によるところであったことも窺え、孟蘭盆の主たる日は七月十五日であったことを明示しているのである。

(A)(B)の史料のほか同記の万寿二(一〇二五)年七月十四日の条にも「拜盆如例頒送寺了」とみえ、十一世紀に至っても同様の孟蘭盆習俗が行なわれていたことを知る。このことは、源経頼の日記

である「左經記」の治安二(一〇三二)年七月十四日の条(史料(C))、七月十五日の条(史料(D))と、長元七(一〇三四)年七月十五日の条(史料(E))からも窺える。<sup>註16</sup>

(C) 已剋行幸法成寺、依企盆供  
養事也 東宮同剋行啓、暫留乘輿於西  
大門、(中略)、三后并尚侍兼御御堂西方、女房等相分候東

西廊、供養作法有別、(中略)、次有上達部殿上人祿、大掛供

養所司行正類、及子剋還宮、(下略)

(D) 寮備御、責進、先例十四日也、而昨日行幸、仍今日有此舉、是前供之所例之中、  
去年延喜御覽、與日次不耳、仍十五供之、由之所被行事。

(E) 次御共參御堂、女院令渡給、頃之被講于蘭盆經、次僧俗着養

座、次又入堂、例講例時了僧等有施物、帷帳扇入夜供養法、了

僧俗退出、院令歸給、次關白殿率上達部令詣鷹司殿給、

依被書寫供養佛經也。及深夜事了歸家、(下略)、

(C) (D) (E) の史料によるかぎり、十一世紀中頃に至っても孟蘭盆の十四日には盆供の進供が行なわれ、「供養所」が設けられていたことを知る。また、十五日には「孟蘭盆經」の講説がり、僧俗による饗座が設けられたことが窺え、関白殿による供養仏經の写経も行なわれたことがわかる。

このように十一世紀前半の孟蘭盆習俗は八世紀以来同様の習俗伝承を踏襲していたことが窺え、十一世紀後半においても同様の様相を呈していたことが、次の中御門右大臣宗忠の日記すなわち「中右記」の

寛治八(一〇九四)年七月十四日の条(史料(F))と、嘉保二(一一〇九五)年七月十四日の条(史料(G))と、承德二(一一〇九八)年七月十五日の条(史料(H))から窺える。<sup>註23</sup>

(F) 今日於御前無盆事、是主上御服藥之間也、當時未有此事也、

(下略)

(G) 今日御盆不召御前、以藏司下部被送圓光院畢、當時踐祚之

後、未有御前儀之故也、

(H) 早且行向一條堂、修孟蘭盆講僧五口、

入夜參内、宿仕、

以上(F)(G)(H)の史料から、当時、七月十四日に盆が営まれるはずがないであろうという思いをこめて作者は記述していること、(盆供を)圓光院へ送進していること、七月十五日の早朝一條堂へ向って孟蘭盆講を修していることがわかり、十一世紀前半までの孟蘭盆習俗と同様であることが理解できる。この孟蘭盆講については、同記の長治元(一一〇四)年七月十五日の条にもみえる。すなわち、

參法成寺阿彌陀數行孟蘭盆講、新大納言、左大辨、兩宰相中將、殿上人頭中將以下五六輩參入、事了晚頭歸、今日御八講僧名被定云々、(下略)、<sup>註24</sup>

とあり、法成寺阿彌陀堂で孟蘭盆講が行なわれていたことが窺え、十二世紀に至っても同様の習俗が踏襲されていることを知る。このことについては、すでに述べた燈籠進供の論考で提示した事実のとおりである。すなわち、一四〇〇年代初頭まで孟蘭盆習俗に孟蘭盆講の講説が修せられていたこと、盆供は内藏寮役として諸寺へ送進されていたことが継承されていることを指摘したつもりである。この時期に至る

孟蘭盆習俗については、中世公家・武家の孟蘭盆で再び検討することにしたが、古代貴族の孟蘭盆習俗には七世父母への供養と諸寺への盆供送進と孟蘭盆(經)講説があるのみで、後世にみられる施餓鬼や

写経の習俗はみられないことが提示し得るのである。

では、次に中世における孟蘭盆、とりわけ公家・武家の日記や記録から孟蘭盆習俗について繕っていくことにしたい。

### 註

(1)、奥野義雄「中世公家の孟蘭盆習俗をめぐって(その一)——燈籠進供の習俗

を中心として」(『奈良県立民俗博物館研究紀要』第11号所収)

(2)、「日本書紀」後篇(『新訂増補国史大系』(普及版)所収、以下「国史大系」

と略す)

この史料のほかに同「書紀」後篇の推古天皇十四(六〇五)年の条に、  
自是年初毎寺。四月八日。七月十五日設齋

とあり、斉明朝以前に孟蘭盆が営まれていたことがわかる。

(3)、「延喜式」中篇(『国史大系』所収)

(13)、「日本書紀」後篇(『国史大系』所収)

(14)、「小右記」一(『増補史料大成』(別巻)所収、以下「大成」と略)

(15)、「権記」一(『大成』4所収)

同記の長徳四(九九八)年七月十三日の条に「來十四日御盆可令所  
司遣寺事」とある。また、長保元(九九九)年七月十四日の条にも  
「退出、拜盆四具」とあり、孟蘭盆の存在が窺える。

さらに、長保二(一〇〇〇)年七月十三日の条に、

引檢御記応和三年七月十五日有臨時春幣事、十四日御盆無御拜、自

内藏寮遣之

とあり、同じ「御記」を引いていることもわかる。

(16)、「権記」一(『大成』4所収)

(17)、「小右記」三(『大成』別巻所収)

同記の長元四(一〇三二)年七月十四日の条に、

送東北院盆之使申云、荷長櫃之者八人、四人家仕丁、二人府夫、二

人馬寮夫、件夫等語使男云、(下略)

とあり、盆供の状況が窺える。

また、同月十五日の条にも「盆使濫行事」云々と割註などの文言が  
ある。

(18)、「左經記」(『大成』6所収)

(21)、「中右記」(『大成』9所収)

(23)、「中右記」二(『大成』10所収)

### 第二章 中世公家・武家の孟蘭盆習俗

中世の孟蘭盆習俗は、古代以来継承されてきた習俗と、すでに  
述べたとおり、中世とりわけ鎌倉時代前半に行なわれるようになった  
經典写経や室町時代後半に史料上に現われる燈籠進供などの習俗が融  
合したものである、と指摘し得るのであるが、ここでもう少し公家・  
武家の日記から中世の孟蘭盆習俗について検討してみることにした

い。

まず、鎌倉時代直前の孟蘭盆習俗を「山槐記」の治承四（一一八〇）年七月十四日と十五日の条を、次（註<sup>1</sup>）に繙いてみることはじめよう。

十四日甲子 天晴、任例拜并、供奉木幡盆觀音寺、故女房送東山堂、連々有日次憚、今年猶有襄日、直自政所令送件堂、

十五日乙丑 天晴、已始剋參最勝光院、孟蘭盆可奉行之由、先日自福原、爲頭辨奉行被仰下也、右少辨兼忠同可奉行云々、（中略）、供僧不參、只請近邊僧七口、是例也云々、實顯爲導師、習在禪 聲傍

唄顯嚴、散花辨忠、不行道、花宮本自置座前、孟蘭盆經講了、定顯着下座、玄修進立佛前勤調唱、衆僧讀阿彌陀經、（下略）、

若干長文になったが、平安時代末期から鎌倉時代にかけて存命した公家（あるいは武家）の私邸での孟蘭盆習俗である。すなわち、諸寺院への（盆供）進供、私邸での近邊の請僧による磬・盤などの音楽を伴なう読経と散花、そして孟蘭盆経講々説が行なわれていたことを知る。

「山槐記」と同様に、少し時期が下るが、参議民部卿平経高の日記である「平戸記」の寛元二（一二四三）年七月十五日の条でも古代以来の孟蘭盆習俗であることがわかる。すなわち、

早旦於佛前念誦如例、其後勸朝飧、午刻許向北山、行堂孟蘭盆也、其儀如例年、祐眞法眼今朝員京入來、爲導師、圓聖、行顯兩輩爲請僧、講了引布施如恒例、其後行今月分阿彌陀講、行願式、兩僧爲加陀

衆、講演了與捧物、申刺事了、

（中 略）

今日御堂孟蘭盆、付内外頼蒙催、然而依指障、申子細不參也、

とあり、佛前に念誦し、その後孟蘭盆に北山堂に向ったこと、例年のごとく導師僧と請僧二人として孟蘭盆講が行なわれたこと、そしてこれに伴った布施が恒例としてあったことが窺える。また、御堂の孟

蘭盆へは不参したこともわかる。さらに、関白・太政大臣藤原冬平の日記の「勤仲記」の弘安十一（一二八八）年七月十五日の条の「午剋

参法勝寺、（中略）。次始行孟蘭盆講」云々という文言にもみえるところ、寺院への参詣と孟蘭盆講々説がみられるのである。

十三世紀における公家・武家の孟蘭盆習俗も以前の習俗の継承であることが理解し得るが、すでに触れたとおり、孟蘭盆習俗に変化をみせる十四世紀以降について、次に再び検討することにしよう。

まず、中原師守の日録である「師守記」の暦心三（一三四〇）年七月十二日の条（史料（Ⅰ））と、同月十四日の条（史料（Ⅱ））と、同月十五日の条（史料（Ⅲ））を次に繙くと、

（Ⅰ）今日□□自院問進盆供花五籠進之、六車御稻問也、

（Ⅱ）今日自南山科盆供籠四籠到來、先例五籠也、而今一籠未進也、

（Ⅲ）今日蓮葉飯如例、

とあり、院へ盆供（花五籠）を進供し、師守私邸へ盆供（四籠）が南山科から進供され、十五日孟蘭盆供養の時期の食物として「蓮葉飯」

をつくったことなどが窺える。とくに、史料(Ⅲ)にみる「蓮葉飯」(を供える)習俗は十三世紀にはみられなかったものである。だが、史料(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)をみるかぎり、従来の寺院での孟蘭盆経講々説と参詣がみられないことを知る。

このことについては、同記の康永元(一三四三)年七月十四日の条の今朝辰刻、家君有御同車頭殿・予・外史等渡御靈山御墓、(中略)、先御参詣北斗堂、(中略)、自御墓御歸宅、次因幡堂・六角堂同御参詣也、

今日及晚浄空上人参入、有孟蘭盆講如例、今日自南山科盆供籠到、二籠猶未進、本儀五籠了、自六車先・到來、五籠也、

という文言によって、註6諸寺院への参詣がなされ、孟蘭盆講も「如例」に行なわれていたことがわかる。そして、孟蘭盆講々説は私邸に僧侶を迎えて行なわれたことが窺える。

したがって、十四世紀の公家・武家の孟蘭盆習俗は、史料をみるかぎり、孟蘭盆供養に「蓮葉飯」が加わったことになる。ただ、「蓮葉飯」が、「師守記」によるかぎり、中原師守私邸で行なわれる私的な習俗であったことも考えるべきかもしれない。そして、この「蓮葉飯」云々という文言にかかわる詳細は、同記全般に亘って繙いても記載されていないので明確ではない。

さきの史料(Ⅲ)の文言と同様な記述が各年の七月十五日の条にみえるのみで、「蓮葉飯」の実態は明らかでない場合が大半である。た

とえば、康永四(一三四七)年七月十五日の条の「今日蓮葉飯如例、今日及晚魚食魚食」、註7貞和五(一三四九)年七月十五日の条の「今日蓮葉飯如例、政所靈供、於目代國繼宅用之、十二前也、其外二親靈供被備之云々」、註8そして貞治三(一三六九)年七月十五日の条の「今日蓮葉飯有之」という文言からは窺えない。註9ただ、孟蘭盆の供物(食物)ではないことが同記の記載から想定し得る。

この「蓮葉飯」の習俗に加えて、「師守記」に現われる習俗に「向水」と「墓参」・「墓地埋骨」があることを知る。次にそれらを例挙することにしよう。

(a) 康永四(一三四七)年七月十四日の条、註10

又上於親惠墓阿弥隋念佛等在之、予姉覺妙骨在此墓、仍如先人時致沙汰了、其後歸畢、(下略)、

(b) 貞治三(一三六四)年七月十四日の条、註11

辰刻家君昌時、長絹乘頭、有御同車予直垂・助教師秀・縫殿權助師有等、参靈山墳墓給、近年吳形密、參給、今年吳形制止之間、乍不具、被推參、(中略)、於先考・先妣御墓前、各有一時、小日中、於觀心聖靈口墓、阿弥隋經・念佛有之、次於先妣御墓、有阿弥隋經・念佛、彼御墓師豐母儀骨籠置之間、予和談之、又於覺妙聖靈予姉・觀惠聖靈等墓、有阿弥隋經各一卷、念佛等有之、家君女房母堂骨被置之間、二卷讀之、近年儀也、所作以前、於二親御墓、家君、予向水、其外肥州殿・祖父聖靈等向水、(中原師守)



其後歸宅、(下略)

(中原師題) (補七)

以上、史料(a)(b)から、師守の父母や姉の墓参やゆかりのある人たちの墓詣りが行なわれたこと、墓参に伴なう念仏(阿弥陀經一卷)の読唱があったこと、墓地埋骨が行なわれたこと、そして師守の「二親御墓」などへの「向水」があったことがわかる。

また、史料(b)の条文に「入夜向水於二親并志聖靈等」とあり、墓石に伴なった「向水」ではなく、邸宅内の仏前の二親靈位に水をたむけたものであったと考えられる。

このように「師守記」に現われた①「蓮葉飯」、②「向水」、③墓参、④墓前念仏読唱、⑤墓地埋骨の習俗は、従来の習俗にはみられなかった孟蘭盆習俗であるといえよう。そして、十二世紀に私的に写経がみられたことも付け加えておくべきかもしれない。

しかしながら、これらの習俗が「師守記」にかざる孟蘭盆習俗であったとも考えられる。そこで同時期以降において同様の習俗が存在するか、否かを公家の日記から次に検討してみることしよう。

[A] 応永廿四(一四一七)年七月十三日と十五日の条(「看聞御記」<sup>註12</sup>)

[十三日] 墳墓参云々。今夕寶嚴院塔有施餓鬼。僧六人<sup>維那大光明寺維那也</sup>執行。壽藏主申沙汰也。雖比丘尼所有錯亂事。

(下略)。

[十五日] 蓮供御祝着如例。晚景大光明寺施餓鬼聽參。

(中略)。干飯。茶子等獻之。佳臣同食之。(中略)。施餓鬼聽鬼聞了佛殿燒香。次權塔御廟前奉水向。燒香了歸。(下略)。

[B] 応永廿五年(一四一八)年七月十四日と十五日の条(「滿濟准后日記」<sup>註13</sup>)

[十四日] 盆供如常。祖師御影悉奉取出。且蟲拂。仍懸之。祖菩提所。

[十五日] 山上山下諸堂盆供各百疋下行之。近年別願。菩提寺自恣僧供養之儀在之。三百疋遣之。孟蘭盆經書寫。自筆口儀。

[A] 永享四(一四三二)年七月十四日と十五日の条(「看聞御記」<sup>註14</sup>)

[十四日] 孟蘭盆之儀如例。(中略)、水事如例。女中同參。燈爐面々進之。前宰相。庭田宰相。長資朝臣。隆富朝臣。重賢。經秀。異形之物共有其興。自分令作。

[十五日] 蓮供御祝着如例。女中男共濟々候。其後寺へ參。施餓鬼聽聞。若宮。姫宮。南御方。東御方。近衛。春日。御乳人參。兩宰相。長資。隆富等朝臣以下皆參。事了歸。(下略)。

[B] 永享五(一四三三)年七月十四日と十五日の条(「滿濟准后日記」<sup>註15</sup>)

[十四日] 早旦菩提寺墓所參詣。理趣經等如常。(中略)。於門跡金剛輪院。盆供儀如常。無殊儀。今夕理趣三昧行之。供水。

許也。灯・爐・自・方・々・到・來。(下略)。

〔十五日〕孟蘭盆經早日講讀之。道師弘豪法印。如年々。御堂列祖水供事。早日沙汰之。又如常。作法今年予沙汰分也。(中略)。次三代聖靈三度。次八大祖師以下列祖三度。次法界衆三度。已上九度。水お灑蓮葉上了。次下禮盤。列祖盆供等此以後撤却了。

以上、史料〔A〕〔A〕と〔B〕〔B〕を対比させて列挙してみると次の点が指摘し得るであろう。すなわち、〔A〕〔A〕と〔B〕〔B〕の史料によるかぎり、

- ①墓参が行なわれ、念仏が読唱されること。
- ②蓮供御があること。
- ③寺院での施餓鬼聴聞が行なわれること。
- ④灯籠の進供が行なわれること。
- ⑤水供(向水)が行なわれること。
- ⑥盆供が行なわれること。
- ⑦水を蓮葉に灑ぐこと。

以上の習俗が孟蘭盆にみられる。これらの習俗のなかで③④⑦は新しい習俗となろう。①⑤⑥の習俗と、②の習俗がさきの「蓮葉飯」と同じものであれば、この習俗も従来のものであるといえる。いいかえると、①墓参、②蓮供御、⑤水供、⑥盆供の習俗は十四世紀に存在した孟蘭盆習俗であり、③施餓鬼、④灯籠進供、⑦蓮葉に水を灑ぐという

習俗は十五世紀になって現われたものである。

施餓鬼については、所謂仏教民俗の視点で五来重氏をはじめ諸先学によって論考されているところであり<sup>註16</sup>、詳しくは諸氏の論究に譲りたい。

ただ、孟蘭盆における施餓鬼習俗の一般的流行の時期(平安時代中頃)のことや孟蘭盆の中核が施餓鬼習俗であることに納得しがたい点があるが、これについては後日検討したいところである(本章と時期が異なるが「御堂問白記」など二〇〇〇年代の遺族の日記には、「施餓鬼」云々の文言はみあたらない。たとえば、同「問白記」には「于蘭盆供事」(寛弘四年七月十四日の条)、「盆供如常」(寛弘六年七月十四日の条)、「盆供如常、法興院・淨閑寺・慈徳寺等也」(長和四年七月十四日の条)という文言によるかぎり、「施餓鬼」習俗の孟蘭盆を想定したい)。

また、孟蘭盆における灯籠進供については、すでに14世紀にみられる習俗であることを別稿で述べたのでそれに譲りたい<sup>註17</sup>。

そして、蓮葉に水を灑ぐ習俗は、「向水」あるいは、「水供」「供水」と同様のものとして、すでに田中久夫氏は「中世の盆行事」で行論されているところであり<sup>註18</sup>、さきの史料〔B〕の〔十五日〕の条の文言で省略したが、「作法今年予沙汰分也」に続く「先登禮、金二丁、次三禮、如来唄、次金一丁、啓白神分等、次揚経題孟蘭盆經、次発願四弘以下、次経釈、次読経一卷、次廻向事、金一丁」という記載から<sup>註20</sup>、供水作法であると考えられる。また、「供水」は回向の一つであったことが『看聞御記』の応永廿八(一四二二)年七月十五日の条の「其後御

廟前參。水廻向了歸」という文言からわかり、十五世紀に現われた習俗ではなく、施餓鬼と灯籠進供の二つの習俗が新しく孟蘭盆の習俗に加わったことになるであろう。

さらに、判然としない習俗に十四世紀にみられる「蓮葉飯」と、十五世紀に現われる「蓮供御」とが同一のあるいは異質の習俗かをもう少し検討してみたい。

まず、「看聞御記」の永享七（一四三五）年七月十五日の条の記載から窺ってみよう。

孟蘭盆之儀如例。塔頭へ參焼香了。晝・蓮・供・御。祝・着・如・例。男・共・皆・祇候。其後大光明寺參。施餓鬼聽聞。（下略）。

とあり、<sup>註22</sup> 昼に蓮供御が行なわれたことが窺える。また、男共が「皆祇候（祇しみ伺った）」とあり、「蓮葉飯」とは異なり、供物である可能性をもつようであるが、同記の嘉吉三（一四四三）年七月十五日の条の次の記載から「蓮葉飯」と同様に供えるべき物ではなく、人々が食するものであると考えられる。すなわち、

看經如形也。蓮・供・御・如・例。宰相入道。源宰相。新三位。隆富朝臣。特經朝臣。重賢朝臣。伊成。松壽丸。永親。政仲候。蓮・飯・如・例。

という文言がそれである。<sup>註23</sup> さらに、同記の永享九（一四三七）年七月十五日の条にみえる「孟蘭盆之儀如例。蓮供御祝着」云々という記載の末尾に「今御所蓮供御進之。御喝食同進之」という文言があり、これらの記載を併せて想定すると、「蓮供御」は人々が飲食するもので

あつたと考えられる。

いいかえると、十四世紀の「蓮葉飯」は、十五世紀に至ると「蓮供御」「蓮飯」の喝食へと変移していったと考えるべきであろう。そして、この習俗は、施餓鬼（聽聞）とともに十六世紀に至っても公家・武家に継承されていったことも次の史料から窺うことができる。すなわち、「官胤卿記」の永正元（一五〇四）年七月十一日の条（史料C）と七月十五日の条（史料C）に、

(C) 爲孟蘭盆、今日參墳墓、<sup>烏帽子</sup>七代列祖悉備靈供、<sup>各</sup>并瓜茄

<sup>等種々菓子</sup>、盛荷葉、請僧、<sup>眞如堂</sup>、讀經布施如例、（下略）、

(C) 曉盆供如例、<sup>此靈供送備前</sup>請僧布施、參詣眞如堂、一・夏・中・至

今日百万反<sup>毎日</sup>念佛、又一點一稱名一反一禮、<sup>毎日</sup>阿彌陀

名號千反、

とあり、<sup>註25</sup> 墓參、盆供（備靈供）、念仏読経が営まれていたことがわかり、同年七月十四日の条の「燈樓」云々という文言から燈籠進供も窺えるが、水供（向水・水事）と蓮供御（蓮葉飯？）と施餓鬼の習俗はみられない。

そこでこれらの習俗が行なわれていたか、否かを「實隆公記」の水正二年七月十四日の条（史料D）と十五日の条（史料D）から窺ってみよう。

(D) 先妣月忌、雲龍院來臨如例、玄清法師來、及晚水陸<sup>ヲイ</sup>供如例、念誦讀經、灯呂、一、令進上之、

(D) 曉天盆供如例

終日念誦、法花經一部、(中略)、自我偈稱名念佛等隨分到懇  
祈了、

荷供御祝著如例、九條万里小路等同遣之、又山科、伯等所各  
遣一荷了、

という記載から、水供(向水・水事)と考えるべきの「水陸供」(永  
正三(一五〇六)年七月十五日の条の「及晩水向如例」という文言か  
ら「水供」の間違であろう)や蓮供御と想定し得る「荷供御」が存在  
することを知らる。しかし、施餓鬼習俗の記載は史料(D)(D)から  
窺えないが、同【公記】の天文二(一五三三)年七月十五日の条に  
「施餓鬼」云々とあり、これらの史料から十六世紀に至っても十五世  
紀に新しく加わった習俗すなわち施餓鬼と灯籠進供も行なわれていた  
ことが理解し得るのである。

これらの習俗とともに史料(C)にみる百万反念仏の称名が、孟蘭  
盆習俗として付け加わったといえる。このことについては、春秋彼岸  
とのかかりで行論した別稿に譲りたい。

したがって、古代つまり奈良時代に営まははじめた孟蘭盆習俗は、  
「孟蘭盆供養」という文言が提示するとおり、祖先を供養すべき祭祀  
であり、この供養形態は中世・室町時代に至っても継承されていたこ  
とが理解し得たといえよう(このことは中世以降も受け継がれてきたことはい  
うまでもないが、ここでは焦点を絞ったので、後日検討することにしたい)。

そして、鎌倉時代から室町時代までの間に孟蘭盆習俗にいくつかの  
新しい習俗が付加されてきたことも併せて窺え、中世公家・武家の日  
記・記録などによるかぎり、中世の孟蘭盆習俗には、古代の習俗に加  
えて、①蓮葉飯、②向水(水供)、③墓参および墓前念仏誦唱、④墓  
地理納骨、⑤灯籠進供、そして⑥施餓鬼(聴聞)などの習俗が醸成  
されてきたことも提示し得たと考えられ、このように中世公家・武家  
の孟蘭盆習俗をまとめることができるのではないかと見える。

註

- (1)、「山槐記」三(増補史料大成)28所収、以下「大成」と略す)
- (2)、「平戸記」一(大成)32所収)
- (3)、「北山堂孟蘭盆」については、「平戸記」二(大成)33所収)の寛元三  
(1245)年七月十五日の条にも記載されている。すなわち、「今日  
北山堂孟蘭盆、欲入向之處」という文言がそれである。
- (4)、「師守記」第一(史料纂集へ古記録篇)所収、以下「纂集」と略す)
- (5)、「師守記」第一(纂集)所収)
- (6)、「師守記」第二(纂集)所収)
- (7)、「師守記」第三(纂集)所収)
- (8)、「師守記」第五(纂集)所収)
- (9)、「師守記」第五(纂集)所収)
- (10)、「師守記」第三(纂集)所収)
- (11)、「師守記」第七(纂集)所収)

(12)、「看聞御記」(上)〔統群書類従〕補遺二所収)

(13)、「滿濟准后日記」上〔統群書類従〕補遺一所収)

(14)、「看聞御記」(下)〔統群書類従〕補遺二所収)

(15)、「滿濟准后日記」(下)〔統群書類従〕補遺一所収)

同「日記」の同年月十三日の条からも孟蘭盆習俗が窺える。すなわち、

孟蘭盆經自書寫供養如年々。山上山下鎮守諸守諸堂盆供并菩提寺自

恣僧供養用三百疋以下。(下略)。

とあり、孟蘭盆經の書写が行なわれていたことがわかる。また、この後

文に「爲曾欄庄役」云々とあり、盆供用途が曾欄庄に課せられていたこ

とが窺える。

(16)、「五来重」〔盆と魂祭〕〔統仏教と民俗〕所収)

(17)、「奥野義雄」中世公家の孟蘭盆習俗をめぐって(その一)―燈籠進供の習

俗を中心として―〔奈良県立民俗博物館研究紀要〕第11号所収)

(18)、「向水」「水供」という文言ではなくて「水回」という用語が「實隆公記」

にみえる。たとえば、文明九(一四七七)年七月十四日の条に「水向等

儀如例年」とあり(同記、卷一上)、永正三(一五〇六)年七月十五日

の条に「盆供念誦、終日看經、念佛、及晩水向如例」とあり(同記、卷

四下)、「水供」などと同じ用語であると考えられる。

(19)、「祖先祭祀の研究」所収)

(20)、「滿濟准后日記」(下)〔統群書類従〕補遺一所収)

(21)、「看聞御記」(上)〔統群書類従〕補遺二所収)

(22)、「看聞御記」(下)〔統群書類従〕補遺二所収)

(25)、「宣胤卿記」二・補遺〔大成〕45所収)

(26)、「實隆公記」卷四下所収)

すでに、註(18)に記載したとおり、「水供」とある(永正三年七月十

五日の条)。

(27)、「實隆公記」卷八所収)

(28)、「奥野義雄」中世の百萬遍念仏について―百萬遍念仏の画期と民衆化を中

心に―〔奈良県立民俗博物館研究紀要〕第10号所収)

### 第三章 祖先祭祀としての正月の魂祭の存否

中世公家・武家の孟蘭盆習俗には、古代以来継承してきた習俗と新  
しく付加された習俗が融合して室町時代後半にはいくつかの習俗が後  
世に受け継がれていったと考えられる。

いかなるなら、古代の孟蘭盆習俗を垣間見ながら、中世公家・武  
家の孟蘭盆習俗を検討してきたが、中世においても時期が下るにつれ  
て、現代社会で営まれている孟蘭盆習俗が中世の後半に見られる習俗  
が原型となっていることが提示し得たと考えられる。

中世公家・武家の孟蘭盆習俗と現代を結びつける前段階に近世の武  
家および民衆の孟蘭盆習俗がどのような習俗形態であったのかという  
問題が生起してくるであろう。この点については機会があれば考えて

いきたいと考えている。

また、小稿で検討してきた〈盂蘭盆習俗〉と併せて、民俗学では〈正月〉を対置して、祖先祭祀を考えてきたが、この点も考慮して中世公家・武家の日記・記録にみる十二月から正月にかけての記載を繙いたが、〈正月〉と〈盂蘭盆〉とを結びつける所謂「先祖まつり」の明記がほとんど見出し得ないのである。

柳田国男翁は「盆と正月の類似」において、次の一文を記載している。すなわち、

誰にも気が付かずに居られないことは、盆棚盆迎へに關する數々の行事との對照であつて、今でこそ一方は佛事、こちらは清淨第一のめでたい儀式であるが、(中略)、以前は正月もやはり盆と丸半年を隔てた。春の初めの月満月の宵であつたことを考えると、この類似には一定の計畫があつたことを推測せずには居られない。

という記述と併せてこの一文の前段に正月行事を挙げて、類似性を提起され、これ以後民俗学の分野で調査・研究が展開されたのである。〈正月〉における祖先迎えつまり祖先祭祀の習俗が、古代(平安時代)から中世に至る貴族や公家・武家の日記・記録から検出し得ないといつて、柳田翁以来の〈正月〉と〈盂蘭盆〉との習俗の類似性を否定しようとは考えていない。また、現段階では肯定していこうとも考えていないが、数多くの中世公家・武家の日記・記録に〈正月〉を祖先迎える習俗の片隣が存在してもいいのではないかと想定している。

したがって、古代(平安時代)・中世でなければ、いつ頃、このよ  
うな習俗が醸成したのか、また貴族・公家・武家などの日記・記録に  
なければ、古代の文学作品にその片隣が窺えないだろうか、という問  
題を提示し得るであろう。

さらに、古代(奈良・平安時代)の盂蘭盆習俗を垣間見てきたが、  
この段階における習俗は古代国家の統括下で営まれ、貴族層が参入し  
ていったと考えられる。「日本書紀」や「續日本紀」やほかの文献史  
料からも古代国家の祖先の正月迎え習俗はみられない。そこで、古典  
文学の作品を繙いてみることにしよう。

すなわち、古代の文学作品である「日本靈異記」の「鬮籠の目の穴  
の筍を掲キ脱チテ、折ひて靈しき表を示す縁」(第二十七)にみえる  
次の記載は、明らかに正月(事實は「十二月」)に祖先迎えを行った  
と考えられる。すなわち、若干長文に亘るが、

白壁の天皇のみ世、寶龜九年戊午の冬十二月下旬に、備後の國葦田  
の郡大山の里の人、品知牧人、正月の物を買はむか爲に、同じ國の  
深津の郡深津の市に向かひて往く。(中略)。時に彼の鬮籠、(乃)  
ちきける形を現はして、語りて言はく、「吾は葦田の郡屋穴國の郷  
の穴君の弟公なり。賤伯父秋丸に殺さるるもの。(中略)。今月の  
晦ノ夕、吾が家に臻れ。彼の宵に非ずは、思に報いるに由無し」と  
いふ。牧人聞きて、増怪しびて他人に告げ不。晦の暮を期りて、  
彼の家に至。靈、牧人の手を操りて、屋の内に控き入れ、具せる。

饌くらひものたづなを譲りて、饗あへして共に食くひ、残れるは皆裏うらみ、并せて財物を授く。  
良久ながにありて彼の靈たま悠忽なほまたに現はれ不。

とあり、ここに御魂が大晦日に我が家に帰ることが窺える。また、戻った御魂は、自分のために供えられた食物を授けられて消えうせたことがわかる。さらに、御魂が語った「今日の晦ノ夕、吾が家に臻れ。彼の宵に非ずは、思に報いるに由無し」という文言は、十二月大晦日でなければならなかったことを明示しているといえよう。

ただ、古代においては、管見の文献としては、『日本靈異記』に語られているのみであり、御魂が我が家へ戻り、我が家でも御魂に対して供物が捧げられていた状況が窺えるのである。

また、同『靈異記』の物語が巷間のもを集めて作られたということとを考えると、奈良時代において十二月に御魂祭が行なわれていたことを知り得たといえるとともに、古代国家による祖先祭祀とは別途に、土俗的習俗として存在していた祖先祭祀であったと考えられなくはない。

いいかえると、『延喜式』にみえる「凡東宮鎮魂日。所司装東宮内省同御。戊刻主膳官人二人佐臣二人。令史一人。率膳部八人（中略）。左右兵衛各四人陣列前後。向祭處入自南門。到堂南東階前而留立」云々とあるならば、国家祭祀と『日本靈異記』に記載されている十二月の御魂迎えとは、まったく個別の祖先祭祀ではなくして関連性のある祭祀と

考えられるのではあるまいか。

このように古代における御魂を迎えて祀る習俗があると考えるならば、正月というよりも十二月にその御魂が祀られたと想定すべきであり、国家祭祀としての十二月祭の（鎮御魂祭）も何らかのかかわりがあったと考えるべきかもしれないが、ここでは速断しがたいところである。

そして、奈良時代における十二月大晦日の御魂を祀る習俗は、時代がずっと下るが、鎌倉時代末にもみられるのである。すなわち、『徒然草』の大晦日のことを記載した次の一文がそれである。

なき人のくる夜とて、靈祭るわざは、このころ都にはなきを、あづまのかたには猶することに有しこそ、あはれなりしか。

という記載がそれであり、十二月大晦日の夜に御魂が祀られたことが窺える。

この『徒然草』にみる「魂祭」の記載について、「大晦日の夜から元旦にかけて」行なわれるものと五来重氏は、「盆と魂」で行論されているが、『日本靈異記』のさきの記載と併せて考えると、十二月大晦日を限って御魂を迎え祀ったと理解すべきかもしれない。

奈良時代から鎌倉時代末までの間に十二月大晦日に御魂を祀る習俗が窺えないが、事実として「魂祭」が十二月大晦日に巷で行なわれていたことは理解し得たといえよう。

ゆえに、すでに触れたように、我が国の古代以来（あるいはそれ以

前から)の土俗的習俗として十二月大晦日の「魂祭」(所謂民俗学でいう「正月の魂祭」)が祖先祭祀として存在していたのではなからうか。

この課題は、今後古代・中世の文献史料や古典文学作品などを精読・検討していくことによって解決し得るのではないかと想定している。

#### 註

(1)、「柳田国男「先祖の話」(『柳田国男全集』第十卷所収)

(2)、「日本古典文学大系」76所収

(3)、「延喜式」中篇に中宮職の鎮魂祭の記載がみえる。すなわち、「凡鎮魂祭日。亮及進屬史生各一人。舍人二人向宮内省。(中略)。至宣陽門北候之。乘輿御服案、自内裏出。相共陣列向宮内省。入自南門。於廳座。御座等受御服案常。祭以次和舞(前注略)」という記載がそれである。

(4)、「延喜式」前篇(『新訂「国史大系」(普及版)』所収)

(5)、「徒然草」(『岩波文庫本』)

(6)、「五来重「続仏教と民俗」所収

#### 結びにかえて

小稿では、中世における全般にわたる孟蘭盆習俗について公家・武家の日記・記録から窺って究明してきたが、いくつかの新しい習俗が

時期的に付け加えられてきたことが窺えたといえよう。

新しく付加された習俗には、現今の民俗調査の報文が明示する習俗、つまり墓参、盆供および燈籠進供、写経、そして施餓鬼(聴聞)などがあったことを提示し得たと考えられる。そして、これらの習俗は、中世公家・武家の社会でその時期々に新しい習俗として付加されてきたことも窺えたといえる。

この提示とともに、中世公家・武家の孟蘭盆を検討するに際して孟蘭盆と正月にみる祖先祭祀についても考慮していたが、公家・武家の日記・記録からは窺えなかった。だが、古代・中世の文学作品から正月(事実は十二月大晦日)に「魂祭」が行なわれていたことがわかった。しかしながら、この「魂祭」の提示し得た時期が奈良時代と鎌倉時代末であるため、奈良時代から鎌倉時代を経て室町時代に至るまでの足どりをたどって、正月の「魂祭」を提起し得なかった。

この課題<sup>\*</sup>については、前章でも触れたとおり、古代から中世に至る文学作品つまり古典文学や貴族・公家・武家の日記を再び精読して、後日検討していくことにしたいと考えている。

(一九九〇年三月一五日)

※孟蘭盆以前の祖先祭祀習俗(御魂祭)については、本稿後に論稿をまとめたが、公にする時期が前後した結果であることをご了承いただきたい(孟蘭盆以前の祖先祭祀習俗について)奈良県立民俗博物館研究紀要第13号所収。